

---

# 「世界経済危機の下での雇用・ 労働政策のあり方」

---

2009年4月2日

日本労働組合総連合会(連合)

総合労働局長 長谷川 裕子

# 2008年秋以降の雇用・失業問題

- 世界同時不況の影響を受け、雇用・失業情勢は急速に悪化。予断を許さない状況。
  - 輸出型製造業を中心とした、いわゆる「派遣切り」などによる派遣 労働者の解雇、中途解約、雇止め、および有期契約労働者の解雇、雇い止め
  - 新規学卒者の採用内定取り消し
  - 有効求人倍率は低水準となるが、雇用調整助成金の活用により、休業等による雇用維持が図られる。失業の防止に一定の効果がある。完全失業率は4.1%台にとどまる(2009年1月)。

# 非正規労働者の雇用失業問題の背景

- 非正規労働者の大幅な増加。  
この背景には、①企業の雇用政策、②労働分野の規制緩和など、「雇用流動化策」があったのではないか。

例)

1999年 労働者派遣法改正 …… ポジティブリスト方式から  
ネガティブリスト方式へ(原則自由化)

2003年 労働基準法改正 …… 有期労働契約の上限を原則  
1年から3年へ

2003年 労働者派遣法改正 …… 物の製造業務への解禁、  
期間制限の上限を3年まで引き上げ

# 非正規労働者の雇用・失業問題で明らかになったこと

- 非正規労働者に対する、雇用保険などのセーフティ・ネットの脆弱さ
- 社会政策としての住宅政策の遅れ
- 雇用の基本原則は、「期間の定めのない、直接雇用」であることを確立する必要性
- 非正規労働者等に対する国による職業訓練施策の拡充の必要性
- マッチング機能の強化の重要性
- 非正規労働者の処遇格差、貧困問題の存在

# 連合が求める雇用・労働政策のポイント

1. 第2の雇用セーフティネット「就労・生活支援給付制度」の創設—生活支援と能力開発(別紙)
2. 医療・介護・福祉・農業・森林・水産業での雇用機会の拡充など180万人雇用創出(別紙)
3. 公共職業訓練の拡充など国としての職業能力開発体制の充実・強化
4. 有期契約労働者の保護: 有期契約の理由、更新回数、期間制限、均等待遇
5. 労働者保護の視点での労働者派遣法の改正: 一般労働派遣の禁止、直接雇用みなし規定の導入、均等待遇
6. 労働契約法の拡充—対象労働者の拡大、均等待遇原則、内定取り消しなどを追加
7. 労働行政の強化および労働者教育施策の強化
8. 多様性・透明性・公正性の確保の観点からの過半数代表制の見直しと労働者代表制の法制化

# 就労・生活支援給付制度（仮称）の創設について

## 1. 制度の概要

### (1) 制度の位置づけ

離職を余儀なくされた者（自己都合退職を除く）、及び、常用就職に向けた求職活動を行う者であって、現行の雇用保険制度によってはカバーされない者に対し、職業訓練受講を要件に必要な給付等の支援を行うことにより、当面の生活の安定をはかることを目的とする。本制度は当面の緊急措置とする。

### (2) 対象者

- ①雇用保険（一般）の非適用者
  - ・6ヶ月未満の雇用見込みの者
  - ・学卒無業者など就労経験のない者
  - ・自営業廃業者
- ②雇用保険の基本手当受給期間が終了しても就職できない者（長期失業者等）
- ③雇用保険適用者であるが、基本手当の受給資格要件を満たさず離職した者（短期雇用の派遣労働者、有期契約労働者等）

### ④その他

### (3) 支援内容

- ①就労・生活支援給付
- ②職業訓練の実施
- ③職業紹介・就労支援
- ④住宅確保支援

### (4) 給付水準

月額10万円、扶養者がある場合は12万円

### (5) 給付期間

最長2年間

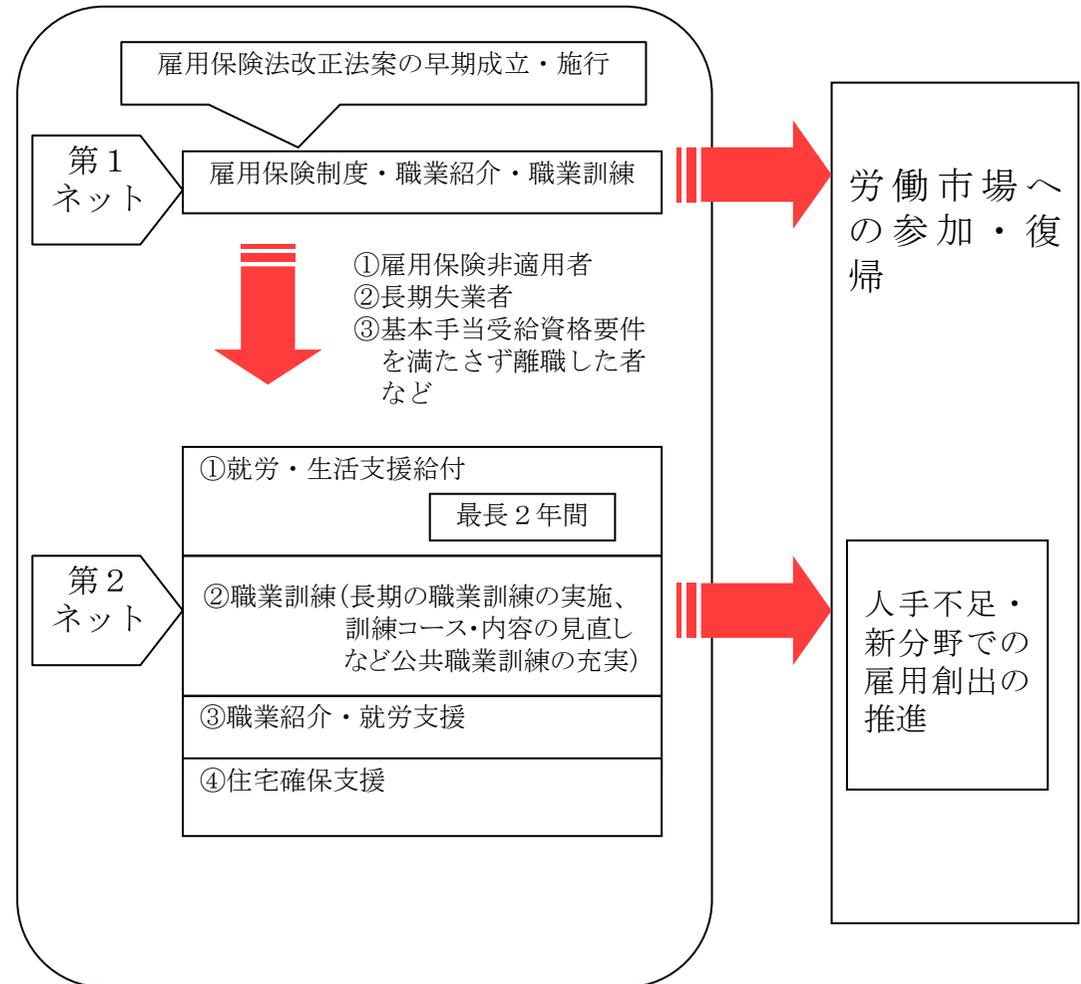
### (6) 受給要件

職業訓練の受講は必須要件、年収200万円以下であること、原則15歳以上60歳未満の者

### (7) 財源

就労・生活支援給付・・・一般財源  
職業訓練・・・雇用保険二事業

## 2. 制度のイメージ



## 医療、介護、福祉分野

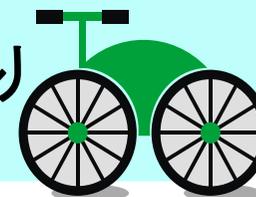
- 医療(看護師、コメディカル) 30万人
- 介護(介護福祉士、ヘルパー、ケアマネ等) 40万人
- 保育(保育士、学童指導員等) 16万人



**86万人**

- インフラ施設(電気・電話・ガス等)の共同溝化 3.3万人
- 省資源型の道路・信号・街灯の敷設 3.3万人
- 快適な移動手段確立(徒歩・自転車利用・渋滞解消等)3.3万人

**10万人** 持続可能な街づくり



## 就労支援・雇用対策関係

**16万人**

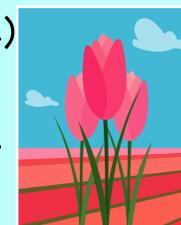
- 指導員等の配置 15万人
- 外国人労働者対策(通訳) 0.8万人

連合の  
**180万人**  
雇用創出プラン

## 持続可能な農業・森林・水産業

**25万人**

- 農業・畜産業の新規雇用 17万人
- 森林(国有林・民有林)の整備事業 5万人
- 水産(加工)業の振興 3万人



## 教育分野

**13万人**

- 公立学校の教員増員 5万人
- 労働教育・消費者教育、外国語教等の充実 3万人
- 学校教育支援員等の増員 5万人



**30万人**

## 「グリーン・エコノミー」の推進・確立

- 再生可能エネルギー・資源供給 10万人
- 建築・建設分野 10万人
- 運輸部門 10万人



# 連合の労働者代表法案(概要)

## 【目的】

- 労働者代表制度は、現行の「過半数代表者」の問題を解決することを主たる目的とする
  - ◆事業場において労働者の過半数で組織する労働組合がない場合  
労働諸法規等に労働者代表等との協定締結・意見聴取等を定められたものにつき、労働者を代表する機関を設置し、その自主的、民主的な運営を確保する枠組みを法的に整備する。
  - ◆労働者の過半数で組織する労働組合がある事業場  
労働諸法規等に労働者代表等との協定締結・意見聴取等を定められたものにつき、過半数労働組合が非組合員を含めた当該事業場の全労働者の意見を適正に集約できるよう法的に整備する。

## 【基本的考え方】

- ① 「多様性、透明性、公正性」のある制度の実現
- ② 労働組合が労働者代表制度に関与できるような工夫
- ③ 労働組合が優先できる仕組み
- ④ 労働組合との役割分担の明確化

## 【具体的な項目(主なもの)】

- 労働基準法等における協定締結、意見聴取等について、労働者代表委員会を相手方とする。
- 常時10人以上の労働者を使用する事業場での設置の義務づけ。
- 過半数組合がある場合は、当該組合を労働者代表委員会とみなす。
- 労働者代表委員会は、労働者代表委員により構成。  
(事業場における労働者の性別比および雇用形態ごとの比率を反映する)
- 労働者代表委員は2年ごとに選挙で選出。
- 労働者代表委員の候補者名簿は、労働者および労働組合が提出。
- 労働組合、労働協約の優先。
- 労働者代表委員会は、協定締結・意見聴取に先立ち、総会を開催し、労働者の意向を確認する義務。
- 便宜供与: 活動に必要な範囲での就労義務の免除、賃金支払い、研修休暇、事務所の貸与等。

(連合第9回中央執行委員会確認 / 2006.6.15)